

## 次期計画策定に向けて

### 国の動向（要点）

#### ○ DV防止法の一部改正（令和2年4月）

- ・児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化、連携先として児童相談所が明文化される

#### ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」

（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示、令和2年4月改正）

- ・配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追加。
- ・配偶者暴力相談支援センターが要保護児童対策地域協議会に参画し、連携を一層強化すること。
- ・民間団体と支援センターとが対等な関係性において機動的に連携を図ること。
- ・若年層への教育啓発について、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用すること。
- ・加害者更生のための指導について、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築を検討すること。

#### ○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月25日公布、令和6年4月1日施行）

- ・売春防止法（昭和31年法律第118号）第4章（保護更生）を廃止し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。
- ・婦人相談所、婦人相談員の名称をそれぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員と改正。

#### ○ 婦人保護事業（困難な問題を抱える女性への支援）の強化・推進について

（令和4年4月11日 厚労省通知）

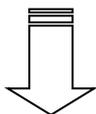
- ・婦人保護施設における民間団体との連携強化について
- ・婦人相談員の配置促進及び処遇改善について
- ・「民間団体支援強化・推進事業」の創設及び「若年被害女性等支援事業」の推進について
- ・「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」の実施について

### 実態調査実施

#### ○ 「配偶者等における暴力に関する調査」（以下、配偶者等暴力調査）

調査期間：R2.8      調査対象：市内20歳以上の男女3,000人      調査方法：アンケート

#### ○ 「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」（以下、高校生調査）



このことを踏まえ、基本目標を以下のとおりに改正する。

#### 現行計画

- I 暴力を許さない地域づくりの推進
- II 相談体制等の充実
- III 被害者の安全確保の徹底
- IV 被害者の自立と生活再建の支援
- V 施策推進体制の整備

#### 次期計画

- I 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進
- II 多様な相談体制等の充実
- III 被害者・子どもの安全確保の徹底
- IV 被害者・子どものケアと生活再建の支援
- V 施策推進のための連携協力、体制の整備

## 次期計画の方向性（現状と課題）

### ○基本理念：「DVの根絶」

#### I 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進

（現計画：I 暴力を許さない地域づくりの推進）

配偶者等調査、高校生調査ともに、「DV」「デートDV」という言葉を知っている割合は増加したが、内容も知っている割合は半数に満たない。また、「どんな理由でも暴力は許されない」という割合は目標値に届かなかった。配偶者暴力相談支援センターに相談があった者はホームページや行政機関、チラシ等で情報入手しており、幅広い対象者への周知するためには、多様な手段で広報していくことが必要である。

また、高校生調査では、DVをなくすための取組として、「学校で、生徒や学生を対象にした人権教育や性教育、DV予防教育を行う」と回答した割合が78.3%となっており、被害者にも加害者にもさせないために、若年層からの教育の推進が必要である。

#### II 多様な相談体制等の充実（現計画：II 相談体制等の充実）

配偶者等調査では、相談窓口を知っている割合が目標値に届かず、相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した割合も3割であり、相談体制の充実を図ってきたものの、現行の体制では相談しにくいと感じている対象者もいることが伺える。

また、若年層・高齢者や障がいがある者、外国籍の者、男性被害者、LGBT等、相談者の状況が多様化しており、あらゆる相談者に対応できる方法で、相談窓口の周知や相談体制の確保を実施していく必要がある。また、被害者支援の一環として加害者からの相談にも応じていく。

#### III 被害者・子どもの安全確保の徹底（現計画：III 被害者の安全確保の徹底）

配偶者等調査では、配偶者から子どもへの暴力は、DV被害経験がある場合で22.3%、ない場合で3.5%となっている。また、家庭内で配偶者に対する暴力を行うことは子どもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待として児童虐待に当たるとされる。DVと児童虐待が相互に重複して発生している事案があることを踏まえ、関係機関の連携を強化するとともに、被害者への支援だけでなく、一時保護中の子どもへの支援も充実させる必要がある。

#### IV 被害者・子どものケアと生活再建の支援（現計画：IV 被害者の自立と生活再建の支援）

配偶者等調査では、被害者が安心して生活するために、「被害者へ精神的・心理的支援をする」「暴力にさらされて育った子どものケアを行う」と回答した割合がそれぞれ6割となっている。長期間にわたり暴力を受けてきた被害者は避難した後も精神的な影響が多く残り、またその子どももDVを目撃したことによる心理的な影響や生活環境の変化により大きなストレスを受けている状況にある。DV被害者の自立には、生活資金や住居の確保、子どもの通学・通園などの早急な対応、離婚や就職など中期的な対応、被害者や子どもの心身のケアなどの長期的な対応を、切れ目なく支援していく必要がある。

#### V 施策推進のための連携協力、体制の整備（現計画：V 施策推進体制の整備）

配偶者等調査では、被害者が安心して生活するために、「被害者への不適切な対応を防ぐために、支援に携わる行政関係者を育成する」と回答した割合が56.2%となっている。相談件数は増加傾向にあり、その相談内容も複雑化してきていることから、庁内外の支援者となりうる者の資質向上やスムーズに連携を図るための体制づくりが必要である。

また、同調査で「加害者を対象として、暴力防止のための教育を行う」と回答した割合が51.1%となっていることから、加害者教育や加害者相談の体制構築に向けた動向把握・情報収集を行う必要がある。

## 次期 千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画 体系図（骨子案）

- 計画期間 令和5年～令和9年
- 基本理念 DVの根絶（変更なし）
- 計画の体系 5つの基本目標、12の施策の方向性で構成

基本目標	施策の方向性	方向性の具体的内容
<b>I</b> 暴力根絶 と人権尊 重のため の啓発・教 育の推進	1 幅広い対象者への多様な手段で広報・周知	多様な広報媒体により、幅広く暴力根絶の普及啓発を行います。
	2 被害者にも加害者にもさせないための若年層からの教育の推進	幼少期から、被害者にも加害者にもさせないための人権教育やデート DV 防止のための教育を推進します。
<b>II</b> 多様な相 談体制等 の充実	1 相談窓口の周知の強化	被害者を早期に適切な支援に結びつけられるように、相談窓口の周知に努めます。
	2 多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備	多様な相談者のニーズに対応するための職員の確保と相談しやすい環境を整備します。
<b>III</b> 被害者・子 どもの安 全確保の 徹底	1 一時保護体制の強化	緊急一時保護体制を強化するとともに、一時保護中の子どもへのケアを充実させます。
	2 児童虐待対応との連携強化	虐待対応部門との連携強化や面前 DV 通告時に DV 被害者支援の視点を踏まえた対応を強化します。
<b>IV</b> 被害者・子 どものケ アと生活 再建の支 援	1 被害者の生活再建の推進	被害者が生活再建していく際の負担を軽減するため、窓口等において様々な手続きを円滑に進めることのできる体制を整備します。
	2 被害者の長期的な精神的ケア	相談体制を確保するため職員の資質の向上を図るとともに、DV 被害者支援の専門的な知見を有する民間団体と連携し被害者への持続的なケアを実施します。
	3 子どもの心のケア	生活環境の変化や面前DVの影響を受けた子どものケアを行うために、子どもと関わる関係機関との連携を強化するとともに、専門的な知見を有する民間団体と連携し子どもへの持続的なケアを実施します。
<b>V</b> 施策推進 のための 連携協力、 体制整備	1 関係職員の資質向上	DV の早期発見、早期対応や二次被害を与えることがないように、継続的に職員の資質向上を図ります。
	2 複雑化している相談に対応するための連携強化	関係部署・機関・団体等との連携を図り、それぞれの役割に応じた被害者支援体制を強化します。
	3 加害者対策のための調査研究	加害者教育や加害者相談の体制構築に向けた動向把握や情報収集を行います。